議員提出議案第１６号

視覚障害者などの読書権保障に関する意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、文部科学大臣、衆議院議長に意見書を提出する。

平成１３年１２月２１日

提出者　三朝町議会議員　山　田　道　治
賛成者　三朝町議会議員　知久馬　二三子
賛成者　三朝町議会議員　岡　本　岩　夫
賛成者　三朝町議会議員　横　木　文　雄
賛成者　三朝町議会議員　遠　藤　勝太郎

平成１３年12月２１日 原案可決
三朝町議会議長 藤 井　享

視覚障害者などの読書権保障に関する意見書

高齢化が著しく進行するわが国において、障害者や高齢者が著作物を享受する機会などを十分に確保することは緊急の課題である。とりわけ、点字習得の難しい中途失明者をはじめとする視覚障害者などが容易に読書を楽しむことができるよう著作物の音訳サービスなどを充実することが重要である。

よって、国は、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

１　著作権法第３７条の改正について

（１）公共図書館が録音図書の作成を行うに当たっては、個々の著作権者に許諾を得るため、現在は多大な労力と時間が払われている。障害者福祉のために非営利で行う音訳であれば、点字図書館と同様、著作権者の許諾なしに行えるようにすること。

（２）点字で入学試験を行う大学が増加したことによって、数多くの視覚障害者が大学に進学している。また、盲学校でなく普通校に通う視覚障害の生徒も増えている。学校図書館での教材や図書の音訳を可能にするため、著作権法第３７条第３項に規定する「政令で定める」施設において「視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設」に限らず、教育施設も対象にすること。

（３）音訳サービスは、肢体不自由者や高齢者などページをめくることが困難

な方からの要望も多い。著作権法第３７条第３項の規定に基づき著作権者の許諾を得ずに作成された録音図書の貸出しは、「専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するため」に限らず、視覚障害者以外の障害者や高齢者も対象にすること。

２　著作権者があらかじめ著作権を一部開放して録音図書や拡大写本等の製作を許可したことを明らかにするマークである「ＥＹＥマーク」標記の定着や普及に向け、国として積極的に取組むこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１３年１２月２１日

鳥取県三朝町議会